

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

| | |
|----------------------------------|---|
| 論題 Title | 批判的人種理論をめぐる論争とアメリカの学校の人種問題 |
| 他言語論題 Title in other language | Critical Race Theory and Racial Issues in U.S. Schools |
| 著者 / 所属 Author(s) | ローラー ミカ (LAWLER Mika) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 海外立法情報調査室主任 |
| 雑誌名 Journal | レファレンス (The Reference) |
| 編集 Editor | 国立国会図書館 調査及び立法考査局 |
| 発行 Publisher | 国立国会図書館 |
| 通号 Number | 857 |
| 刊行日 Issue Date | 2022-5-20 |
| ページ Pages | 1-22 |
| ISSN | 0034-2912 |
| 本文の言語 Language | 日本語 (Japanese) |
| 摘要 Abstract | 学校教育との関係で政治的な論争となっている批判的人種理論及びアメリカの学校の人種問題の経緯と現状について整理し、合衆国憲法の平等保護条項と人種的中立性をめぐる議論を検討した。 |

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

批判的人種理論をめぐる論争とアメリカの学校の人種問題

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 ローラー ミカ

目 次

はじめに

I 批判的人種理論をめぐる議論

- 1 概念
- 2 学校での位置付け
- 3 政治問題化の経緯
- 4 批判的人種理論を制限する州法

II 人種と学校をめぐる経緯と格差の現状

- 1 人種別学制度の否定と事実上の分離——連の連邦最高裁判決の経緯——
- 2 人種格差の現状

III 学校での人種問題の広がり与人種的中立性をめぐる議論

- 1 連邦最高裁判決
- 2 エリートスクール入試と人種格差是正の動向

おわりに

キーワード：アメリカ合衆国憲法、修正第 14 条、平等保護条項、人種差別、公立学校、批判的人種理論

要 旨

- ① 2020年5月、ミネソタ州で黒人男性が白人警察官から暴行を受けて死亡した事件を受けて、全米各地に人種差別への抗議運動が広がった。これを背景にアメリカでは、批判的人種理論(Critical Race Theory)が、とりわけ学校教育との関係で政治的な議論となっている。また、学校における人種間の大きな格差や差別の問題も改めて浮き彫りとなっている。
- ② 一般に批判的人種理論では、人種差別は、個人の逸脱行動ではなく、社会の規範的秩序であり、法律や制度に組み込まれていると考える。同理論を教えている学校があるとして批判する側は、生徒を抑圧者(白人)と抑圧された者(黒人)に分類し、白人生徒に特権を反省させるという手法などを非難する。反論する教育関係者等からは、人種差別に係る教育を妨げる保守派の言いがかりにすぎず学校で同理論は教えないと説明される一方、教えているという言説も存在する。現在の論争は、保守とりベラル、共和党と民主党の政治的対立として報じられることが多く、批判的人種理論を制限する州法制定の動きも各州で共和党議員の主導により進んでいる。
- ③ 合衆国憲法の平等保護条項の下で最大の問題となった白人と黒人の別学制度は、1954年の連邦最高裁判所(以下「連邦最高裁」という。)のBrown事件判決及びその後の連邦最高裁判決により違憲とされ、連邦地方裁判所の命令の下で人種的統合が進められた。しかし、1970年代半ば以降、この機運は停滞し、1990年代には連邦最高裁は、統合のための裁判所命令の終了を促すようになった。2007年の連邦最高裁判決は、事実上の分離について、学区が自発的に統合を進めようとした事案を違憲としている。
- ④ 現在も学校において大きな人種間格差や人種差別があることは様々な調査研究により知られている。連邦最高裁は合衆国憲法上の教育を受ける権利を認めていないが(1973年Rodriguez事件判決)、2020年、非白人生徒の通う学校の劣悪な環境が問題となった事案において、最低限の教育を受ける権利を連邦控訴裁判所が認め、注目を集めた。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症禍での学校の混乱も契機として、選抜性の高いエリートハイスクールなどで黒人生徒を増やすための入試改革が進んでいる。人種に基づき生徒に異なる扱いをすることについて従来連邦最高裁では、人種集団の一員ではなく、個人として扱うことを求めている憲法の平等保護条項に反するとして強い疑問を呈する立場と、学校での多様性拡大は「やむにやまれぬ政府の利益」に当たり正当とする立場の判事の間で意見が分かれている。

はじめに

ミネソタ州で2020年5月、黒人のフロイド（George Floyd）氏が白人警察官から暴行を受けて死亡した事件を受けて、これに反発するデモが全米各地で起こり、人種差別への抗議運動が広がった⁽¹⁾。この状況を背景にアメリカでは、「批判的人種理論（Critical Race Theory）」というものがとりわけ学校教育との関係で政治的な議論となる一方、公立学校（以下「学校」という。）における人種間の格差や差別の問題が改めて浮き彫りとなっている。

本稿では、第Ⅰ章において、今アメリカで行われている批判的人種理論をめぐる議論を整理し、また、第Ⅱ章においては、人種と学校をめぐる連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁」という。）判決の経緯と学校での人種間格差の現状を取り上げる。最後に第Ⅲ章では、このように人種がいまだ大きな意味を持っている現在のアメリカの学校をめぐる、合衆国憲法修正第14条（平等保護条項）の要請は人種的中立性（カラーブラインド）であるのか否かという議論について検討する。

なお、アメリカの人種問題は、現在の批判的人種理論をめぐる論争を含め、しばしば白人と黒人（又は黒人に代表される非白人）という二項対立で論じられる傾向にある。本稿も総じて白人と黒人の問題としてアメリカの学校の人種問題を取り上げている。しかし実は、白人や黒人の中も多様であり、また、非白人全てが必ずしも黒人と同じ立場にあるものではない。例えば、第Ⅲ章で紹介する選抜性の高いハイスクールに入学する黒人生徒を増やそうとする改革では、社会経済的に決して恵まれているわけではない（しかし、こうした学校への入学者の多数を占めている）アジア系生徒に不利に働くものであり、アジア系への差別と偏見に基づいているという反発が生じている。白人や黒人と異なる、アジア系やヒスパニック系⁽²⁾の特徴として、アメリカ社会での変わらぬ外国人性（foreignness）などを指摘する見解も見られるが⁽³⁾、本稿はこの問題を掘り下げるものではない。

I 批判的人種理論をめぐる議論

批判的人種理論は、2021年11月のバージニア州知事選挙においても主要な争点となるなど、政治的に取り上げられ、特にハイスクールまでの段階の学校教育との関係で大きな議論となっている⁽⁴⁾。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月21日である。

- (1) 「米警察改革「力の行使」制限、黒人暴行死1年、25州・地域が法律、運動への関心は低下」『日本経済新聞』2021.5.27.
- (2) 地域により大きな違いがあるが、アメリカ全体では、各人種が生徒に占める割合は、2018年、白人47%、ヒスパニック系27%、黒人15%、アジア系5%などとなっている。Véronique Irwin et al., *Report on the Condition of Education 2021* (NCES 2021-144), May 2021, p.12. NCES Website <<https://nces.ed.gov/pubs2021/2021144.pdf>>
- (3) Osamudia James, "Risky Education," *George Washington Law Review*, vol.89 no.3, May 2021, pp.713-714; Linda X. Zou and Sapna Cheryan, "Two Axes of Subordination: A New Model of Racial Position," *Journal of Personality and Social Psychology*, vol.112 no.5, May 2017, pp.697-698.
- (4) 「(世界発 2021) 人種差別の教育、米で論争に 「批判的人種理論」 保守派が反発」『朝日新聞』2021.11.2; 「癒えぬ分断 (1) 米教育現場に新たな火種、「社会制度に差別」 学ぶ機会制限、トランプ氏の影響なお (アメリカンデモクラシー)」『日本経済新聞』2022.1.7

批判的人種理論をリベラルな教員や学校が教えているとして批判する側は、こうした学校では生徒を抑圧者（白人）と抑圧された者（黒人）に分類し、白人生徒に自らの特権を反省させるという手法がとられているとして、これを非難している場合が多い。これに反論する教育関係者等からは、奴隷制などに係る歴史教育等を妨害しようとする保守派の言いがかりにすぎず、批判的人種理論は学校で教えることにはなっていない又は教えていないという言説がある一方、学校で批判的人種理論を教えるべきである又は教えているという言説も存在する（後述）。

以下本章では、現在論議の的となっているいわゆる批判的人種理論が学問としてのそれとは必ずしも同一ではないことを確認した後、学校での同理論の位置付け等について検討する。その上で、今回の政治問題化の経緯と状況、特に全米各地の州で制定が進められている批判的人種理論を制限する立法について整理する。

1 概念

(1) 学問としての批判的人種理論

批判的人種理論は、公民権運動による 20 世紀半ばの改革がその後停滞した状況に対抗して、法学分野において生じたとされる⁽⁵⁾。批判的人種理論の名称を公に使用したのは 1989 年のクレンショー（Kimberlé Crenshaw）氏（カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール、コロンビア大学ロースクール教授）が最初であると言われるが、その萌芽は 1970 年代のベル（Derrick Bell）氏⁽⁶⁾らに遡ることができる⁽⁷⁾。同理論は、その後他の学問分野にも急速に広がり、教育学のほか、心理学、政治学、哲学等にも導入されているとされる⁽⁸⁾。

批判的人種理論の内容や方法論⁽⁹⁾は論者によって様ではないが⁽¹⁰⁾、一般に同理論では、アメリカ社会において人種差別は、個人の逸脱行動ではなく、社会の規範的秩序であり、法律や

(5) 批判的人種理論は、「批判的法学研究（critical legal studies. 1970 年代から台頭した法学研究の潮流で、法の中立性・客観性を否定し、法は自由主義社会の矛盾と正統でない階層の存在を正統化するという独自の機能を果たしているとして、そのイデオロギー性を批判する）」（田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会，1991，p.219.）から分離する形で発展してきた。フェミニズム理論等との関係も指摘されている。Richard Delgado and Jean Stefancic, *Critical Race Theory: An Introduction*, Second Edition, New York; London: New York University Press, [2012], pp.4-5. 批判的人種理論について紹介した邦語文献として例えば次がある。大沢秀介「批判的人種理論に関する一考察」『法学研究』69 卷 12 号，1996.12，pp.67-93；木下智史「批判的人種理論（Critical Race Theory）」に関する覚書『神戸学院法学』26 卷 1 号，1996.2，pp.199-230；桧垣伸次『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察—表現の自由のジレンマ—』法律文化社，2017，pp.90-137.

(6) 1971 年にハーバード大学ロースクールで黒人初の終身在職権を持つ教授となった人物。2011 年死去。“Tribute, Derrick Bell:1930-2011, An Iconoclast and a Community Builder,” *Harvard Law Bulletin*, vol.63 no.1, winter 2012, p.64. <<https://today.law.harvard.edu/wp-content/uploads/2014/08/WEB-HLB-W12-NCN.pdf>>

(7) Delgado and Stefancic, *op.cit.*(5), pp.3-4; Kimberlé Williams Crenshaw, “The First Decade: Critical Reflections, or A Foot in the Closing Door,” *UCLA Law Review*, vol.49 no.5, June 2002, pp.1347-1348, 1360-1361; Jelani Cobb, “The Man Behind Critical Race Theory,” *New Yorker*, September 13, 2021. <<https://www.newyorker.com/magazine/2021/09/20/the-man-behind-critical-race-theory>>

(8) Kimberlé Williams Crenshaw, “Twenty Years of Critical Race Theory: Looking back to Move Forward,” *Connecticut Law Review*, vol.43 no.5, July 2011, pp.1256-1257.

(9) 抑圧された者（非白人）の実体験又は創作に基づく「語り（narrative, storytelling, voice）」を用いる手法が特徴的である。Delgado and Stefancic, *op.cit.*(5), p.10; Gloria Ladson-Billings, “Just what is critical race theory and what’s it doing in a nice field like education?” *International Journal of Qualitative Studies in Education*, vol.11 no.1, 1998, pp.13-14.

(10) Kimberlé Crenshaw et al., *Critical race theory: The key writings that formed the movement*, New York: New Press, 1995, p.xiii.

制度に組み込まれていると考えている。批判的人種理論は、白人の優越性（white supremacy）⁽¹¹⁾と黒人その他の非白人の従属という体制が社会でどのように形成され維持されてきたかを理解するための研究枠組みであると同時に、法制度と人種力学の間の既存の関係を変革しようとする試みでもあると言われている⁽¹²⁾。

また、批判的人種理論では人種的正義は、特権集団である白人の利益にかなっている限りにおいて行われるという考え方（「利害の一致（interest convergence）」）がしばしば用いられ、公民権運動の成果を主に享受しているのは白人であると考えられる⁽¹³⁾。例えば、ベル氏は、その代表的な論考の一つにおいて、白人生徒と黒人生徒の別学制度を違憲とした1954年の連邦最高裁 Brown 事件判決⁽¹⁴⁾を取り上げ、こうした社会変革は、冷戦下で、人種差別のイメージを払しょくし国際的信頼を獲得する等というアメリカの白人の利益との「利害の一致」の結果であることを論じている⁽¹⁵⁾。

(2) 学校教育との関係

このような学問としての批判的人種理論は、ロースクールや他の大学院で学ぶ学生はいるものの一般にはほとんど知られていないとされる⁽¹⁶⁾。同理論の研究者からは、現在学校で教えているとして論争になっている「批判的人種理論」の内容は、本来の学問としての批判的人種理論とは異なるものであるという指摘がある。例えば、教育政策研究に批判的人種理論を最初に導入した⁽¹⁷⁾研究者とされるラドソン＝ビルングズ（Gloria Ladson-Billings）氏（ウイスコンシン大学マディソン校名誉教授）によると、批判的人種理論は大学院生に対し彼らが研究を進める上での枠組みの一つとして教えているが、大学生レベルが学ぶものではない。ハイスクール段階までの授業で教えられるものとは考えていないという⁽¹⁸⁾。また、同氏は、この理論は、人種別学政策、人種間の教育財源格差、白人に偏ったカリキュラムや指導法等、様々な教育分野を分析するために用いることができるが、メインストリーム（主流）の考え方ではなく、ラディカルな学問であり、研究の成果が学校の授業でいかされるとは想定していないともいう⁽¹⁹⁾。さらに、公民権運動を経て成立し、学校に導入されてきた多文化教育（multicultural

(11) 文脈により白人優越主義、白人至上主義などとも訳される。

(12) Crenshaw et al., *op.cit.*(10); Delgado and Stefancic, *op.cit.*(5), pp.7-8; Janel George, “A Lesson on Critical Race Theory,” *Human Rights*, vol.46 no.2, January 2021, pp.2-3; Gloria Ladson-Billings, *Critical Race Theory in Education: A Scholar’s Journey*, New York: Teachers College Press, 2021, pp.42-43.

(13) Delgado and Stefancic, *ibid.*, p.8; Ladson-Billings, *op.cit.*(9), p.12.

(14) 後掲注(5)及び対応する本文参照。

(15) Derrick A. Bell, Jr., “Brown v. Board of Education and the Interest-Convergence Dilemma,” *Harvard Law Review*, vol.93 no.3, January 1980, pp.524-525; Cobb, *op.cit.*(7)

(16) Robert Kim, “‘Anti-critical race theory’ laws and the assault on pedagogy,” *Phi Delta Kappan*, vol.103 no.1, September 2021, p.64; Stephen Sawchuk, “What Is Critical Race Theory, and Why Is It Under Attack?” *Education Week (online)*, May 18, 2021.

(17) Gloria Ladson-Billings and William F. Tate IV, “Toward a Critical Race Theory of Education,” *Teachers College Record*, vol.97 no.1, Fall 1995, pp.47-68.

(18) “Academic Who Brought Critical Race Theory To Education Says Bills Are Misguided,” *All Things Considered*, June 22, 2021. NPR Website <<https://www.npr.org/2021/06/22/1009182206/academic-who-brought-critical-race-theory-to-education-says-bills-are-misguided>>

(19) Ladson-Billings, *op.cit.*(9), pp.18-22.

education) は、批判的人種理論を教育に適用したものではなく、別物であるとも説明している。多文化主義が現行秩序の枠内にとどまるのに対し、批判的人種理論は、公民権法による改革を漸進的で白人の利益にかなう限りのものと否定的に評価し、現行枠組みを非難するものであるという⁽²⁰⁾。

2 学校での位置付け

エムディン (Christopher Emdin) 氏 (コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジ准教授 (当時)、現南カリフォルニア大学教授) によると、批判的人種理論は教員養成教育の基本要素とはなっていない。ただし、教職への理解を深めるために提供され得る様々な理論的枠組みの一つではあるという。学校の授業で教えるものではないため、授業プランやカリキュラムの中には含まれていない⁽²¹⁾。

一方、批判的人種理論を教えている又は教えるべきであるという教員の言説も少なくない。例えば、エデュケーション・ウィーク誌の調査では、8%の教員が学校で批判的人種理論を教えた又は議論をしたと回答し、特に都市部の教員では20%に上った⁽²²⁾。また、同誌の別の調査によると、5割前後の教員や学校関係者が批判的人種理論を学校で教えることを支持しており、反対派と拮抗している⁽²³⁾。ただし、批判的人種理論に関する知見を有している教員は多くはないと考えられること、学校で採用されてきた「文化に関連付けられた指導 (culturally relevant teaching)」などの非白人生徒の学習を支援するための教育方法と混同されている可能性があること⁽²⁴⁾などを考慮してこれらの結果を読む必要がある。

他方、ウォール・ストリート・ジャーナル紙が全米州議会議員連盟 (National Conference of State Legislatures) のメモとして報じているところによると、各州では多文化教育、黒人の歴史 (Black History)、エスニックスタディ (Ethnic Studies) などの社会科科目を学ぶことになっているが、各州のスタンダード (教育課程の基準) には、概して、批判的人種理論に関連する概念は反映されていない。しかし、幾つかの州では、ここ2、3年、批判的人種理論に関連すると解釈し得る概念をスタンダードに導入し、又は導入を検討しているという。ただし、新たな動きが批判的人種理論に沿ったものなのか、むしろ従来の多文化主義的な歴史教育の流れなのかについては議論もあるとされている⁽²⁵⁾。

(20) Ladson-Billings, *op.cit.*(12), pp.30-32. なお、多文化教育とはマイノリティの視点に立ち、社会的公正の立場から多文化社会における多様な人種・民族あるいは文化集団の共存・共生を目指す教育理念、教育実践そして教育改革運動であるとされる (アメリカ教育学会編『現代アメリカ教育ハンドブック』第2版, 東信堂, 2021, p.230.)。学校での実践においては、エスニック料理を食べ、民族舞踊や歌に親しむといった表面的な取組にとどまることも多いと言われる。

(21) Elizabeth Dohms-Harter, "Critical Race Theory Debate Has Nothing To Do With Education, Professor Argues," *Morning Show*, September 7, 2021. Wisconsin Public Radio Website <<https://www.wpr.org/critical-race-theory-debate-has-nothing-do-education-professor-argues>>

(22) Holly Kurtz, "More Than 9 of Every 10 Teachers Say They've Never Taught About Critical Race Theory," *Education Week (online)*, July 15, 2021 (Corrected: July 16, 2021).

(23) Eesha Pendharkar, "Do Educators Think Critical Race Theory Should Be Taught in Class? We Asked," *Education Week (online)*, January 20, 2022.

(24) Sawchuk, *op.cit.*(16)

(25) Joshua Jamerson, "Critical Race Theory: What It Means for America and Why It Has Sparked Debate: A concept developed by academics in the 1970s has triggered political debate and controversy in everything from school curricula to workforce trainings," *Wall Street Journal (Online)*, June 17, 2021.

いずれにせよ、スタンダードは各州が定めているものの、実際の授業内容は、学区、学校ごと、さらに教員ごとに一様ではない⁽²⁶⁾。どの程度の広がりを持つのかは明らかではないが、少なくとも一部の学区、学校あるいは教員が白人の優越と黒人の従属という体制が社会に制度的に存在している等、批判的人種理論に係る概念を用いているとして訴えられた事例等が報じられている（以下の(1)(2)）。また、学区が承認した同理論に基づく社会科カリキュラムによる授業を行っている例もある（(3)）。

(1) 学校が生徒等を人種で分類した等により訴えられた事例

イリノイ州シカゴ郊外の学区では、白人教員の一人が、学区の一連の人種施策が教員や生徒を差別しているとして連邦裁判所に訴えを起こしている。訴えによると、教員や生徒は人種差別防止研修等において人種に基づいてグループに分けられた。そして、白人の特権を認識させるための「特権歩行 (privilege walk)」の演習⁽²⁷⁾では、人種に基づき歩を進めるように（例えば、白人であれば2歩前進、明るい肌と暗い肌の非白人は1歩後退、黒人は2歩後退など）指示されるという。また、教員は、研修成果を実践し、白人は本来的に (inherently) 人種差別主義で抑圧者であることなどを生徒に教えることになっているという⁽²⁸⁾。

また、ネバダ州ラスベガスのチャータースクール（公立学校の種類）の事案では、黒人の母親と白人の父親（故人）を持ち、周囲には外見から白人と認識されているハイスクール生徒が連邦裁判所に訴えを起こしている。訴えによると、1年間の公民科の授業「変革の社会学」が全ての生徒に必修で課され、その中では、各生徒は自分の人種、宗教、生物学的性別、ジェンダーを定義し、それぞれの特徴に対応する特権又は抑圧を判定し、告白することを求められる。生徒とその母親はこの告白の免除を求めたが認められず、及第点をもらえなかった。訴えられた後学校は、この成績を抹消し、生徒の同授業履修を免除することを申し出ている⁽²⁹⁾。

⁽²⁶⁾ 社会科科目のスタンダードの内容や粗密には州により大きな差が存在している。さらに、具体的なカリキュラム、教科書その他の教材等については、州が選択肢を指定する場合もあるが、各学区に選定を任せている場合もあり、加えて各教員が独自の教材を用いる部分もあるため、各教室で実際に教えられている内容は必ずしも明らかではない。Sarah Schwartz, "Who Decides What History We Teach? An Explainer," *Education Week (online)*, August 11, 2021.

⁽²⁷⁾ 類似の手法（「自分の肌の色に合う絆創膏が普通の店で見つかる人は一歩前進」などの一連の質問と指示による選別）は、教員養成課程では教員を目指す白人学生に人種間の不平等を認識させ、非白人生徒に効果的に向き合えるようにする目的で使われることは珍しくないとされる一方、有効性には疑問も呈されている。Ryan M. Crowley and William L. Smith, "A Divergence of Interests: Critical Race Theory and White Privilege Pedagogy," *Teachers College Record*, vol.122 no.1, January 2020, pp.1-24.

⁽²⁸⁾ Douglas Belkin and Jacob Gershman, "Federal Lawsuits Say Antiracism and Critical Race Theory in Schools Violate Constitution; Students, parents and teachers challenge whether schools can compel participation in exercises, separate students by race to teach about equality," *Wall Street Journal (Online)*, July 1, 2021; [Deemar v. Board of Education of the City of Evanston/Skokie District 65 (complaint)], June 29, 2021, pp.14-16, 20-21. Southeastern Legal Foundation Website <<https://www.sfliberty.org/wp-content/uploads/sites/12/2021/06/202106029-Deemar-v.-D65-Complaint.pdf>>

⁽²⁹⁾ Joshua Dunn, "Critical Race Theory Collides with the Law," *Education Next*, vol.21 no.4, Fall 2021, pp.6-7; "Clark v. State Public Charter School Authority." Liberty Justice Center Website <<https://libertyjusticecenter.org/cases/clark-v-state-public-charter-school-authority/>> 他方、バージニア州ラウドン郡では、学区の「制度的人種差別撲滅のためのアクションプラン」に基づく施策が白人生徒を差別し、言論の自由を制限しているとしてハイスクールとミドルスクールの保護者が連邦裁判所に訴えを起こした。学校は、行政官に面会する機会を持ち、人種に基づくいじめ事案報告などをする「公平アンバサダー」になる資格を当初、非白人生徒に限定していた。また訴えによると、公平アンバサダーが見付けることになっている校内のマイクロアグレッション（自覚なき差別的言動）には、「白人の特権は存在しないと思う。」というような発言も含まれるという。Belkin and Gershman, *ibid.*; [Menders v. Loudoun

(2) 教員が解雇された事例

一方、テネシー州サリバン郡では、複数の視点を提示することなく、白人の優越性、白人至上主義について一面的な授業を行ったとして教員（白人）が解雇されている。当該教員は、ハイスクールで「現代の諸問題」の授業を担当していた際、警察官の黒人への暴力行為をめぐる報道をきっかけに、白人至上主義は事実である旨を生徒に話した。これについて学校は、一方的に意見を述べるのではなく、ディスカッション形式で行うよう教員を指導した。教員は、その後もトランプ（Donald Trump）前大統領が白人至上主義者であるとする論考の使用や白人の特権に関する詩の朗読の視聴等を繰り返したため、州の教員倫理規定⁽³⁰⁾に違反し、多様な視点を提示しなかったことについて戒告処分を受けた後、不服従と非行を繰り返したとして解雇されている⁽³¹⁾。

(3) 学区承認社会科カリキュラムの授業事例

他方、ニュージャージー州にある、白人が大半を占める豊かな自治体であるウェストフィールドのハイスクールでは、批判的人種理論の概念枠組みを用いたとされる社会科の選択科目「アメリカ社会の権力、特権及び不均衡（Power, Privilege, and Imbalance in American Society）」が、第11学年と第12学年の生徒を対象に開講されている。以前行われていた選択科目「アフリカ系アメリカ人の歴史」が担当教員の退職後に廃止されたことなどを契機に、同校の社会科教員がこの新しい選択科目のカリキュラムを開発し、2018年春に学区教育委員会の審議に付した。審議の過程では批判的人種理論の概念枠組みに基づいたとされるカリキュラムに賛否があったものの、2019年12月に賛成多数で承認されている。2020年9月に授業が開始、14名が受講している⁽³²⁾。

3 政治問題化の経緯

2020年5月のフロイド氏暴行殺害事件を受けて、全米に人種差別に反対する抗議運動が広がった。この状況において、批判的人種理論に通じる概念である制度的な人種差別や白人の優越性などを用いた議論も行われ、メディア等で報じられるようになった⁽³³⁾。一方、学校においては、より多様性を重視しようとする流れが生じ、具体的には、公平委員会の設置、教職員向け多様性研修の義務化、社会科で人種差別を扱う時間の増加、英語授業での黒人作家作品の使用拡大などの動きが見られたという⁽³⁴⁾。

他方、こうした動向や批判的人種理論を攻撃する議論も激しく行われるようになった。これはとりわけ保守系のメディアで取り上げられ、政治的な対立が拡大していった。そして、トラ

County School Board (complaint)], June 2, 2021, pp.6-11. <https://ljc-assets.s3.amazonaws.com/2021/06/2021-06-02-Menders-v-Loudoun-County-School-Board_Complaint.pdf>

(30) Tenn. Code Ann. § 49-5-1003(b)(5).

(31) Eesha Pendharkar, “He Taught About White Privilege and Got Fired. Now He’s Fighting to Get His Job Back,” *Education Week (online)*, September 13, 2021; Sarah Mervosh and Giulia Heyward, “The School Culture Wars: ‘You Have Brought Division to Us,’” *New York Times*, August 18, 2021.

(32) Antony Farag, “The Fear of Multiple Truths: On Teaching about Racism in a Predominantly White School,” *Phi Delta Kappan*, vol.102 no.5, February 2021, pp.20-22.

(33) Jacey Fortin, “Critical Race Theory: A Brief History,” *New York Times*, July 27, 2021; Jamerson, *op.cit.*(25)

(34) Sarah Schwartz, “Map: Where Critical Race Theory Is Under Attack,” *Education Week (online)*, June 11, 2021 (Updated: March 15, 2022).

ンブ前政権（共和党）が動くきっかけとなったのは、2020年9月1日、フォックスニュース局の番組内で保守系活動家ルフォ（Christopher Rufo）氏が行った批判的人種理論を非難し、警鐘を鳴らす発言であったと言われている⁽³⁵⁾。2020年9月4日、ホワイトハウス行政管理予算局（Office of Management and Budget）は、連邦政府機関に対して覚書を発出し、批判的人種理論や白人の優越性などに関連する職員研修プログラムの契約や支出を特定し、これを中止する方策の追求を始めるよう命じた⁽³⁶⁾。さらに、同月22日には大統領令⁽³⁷⁾が発出され、連邦政府機関及び政府契約業者に対し、特定の人種が本来的に優越である、人はその人の人種ゆえに本来的に人種差別主義者である、アメリカが根源的に人種差別主義であるなどの概念を教示、唱道するような職場研修が禁じられた。また、アメリカの建国の歴史や理念を歪曲し、アメリカが制度的に人種差別主義であるというような教育がなされているとして、11月2日には、1776年のアメリカの建国の歴史と理念について次世代の理解を向上させるために、大統領諮問1776委員会を設置することを命ずる大統領令も出された⁽³⁸⁾。この二つの大統領令はいずれも、2021年1月20日、バイデン（Joe Biden）大統領（民主党）の就任当日の大統領令により廃止されている⁽³⁹⁾。

批判的人種理論をめぐる議論は保守とリベラル、共和党と民主党の政治的対立として報じられることが多く、次節で紹介するとおり、各州での批判的人種理論を制限する法律制定の動きも共和党議員の主導で進んでいると言われる。また、この論争の射程は学校との関係に限られるわけではないものの、主にハイスクール段階までの学校教育をめぐる行われている。保守派と形容される親たちが教育委員会の会合に押し掛け、学校が批判的人種理論を用いて生徒を教化しているなどと主張して騒動となる事例も起きていると報じられている⁽⁴⁰⁾。この騒動に関しては、2021年9月、全米教育委員会協会（National School Boards Association）がバイデン大統領に連邦政府の介入を求め、連邦法上の国内テロ等に当たるかを調査してほしいなどとする書簡を送った。連邦司法省がこれに前向きな反応を示したことから、共和党支持者などから子どもの教育を心配する親をテロリスト扱いするのかといった批判が噴出し、連邦議会下院司法委員会が司法長官が共和党議員から詰問される事態となった⁽⁴¹⁾。なお、2021年11月の選挙

(35) Laura Meckler and Josh Dawsey, “GOP sees political promise in targeting critical race theory,” *Washington Post*, July 11, 2021; Jamerson, *op. cit.* (25) 番組においてルフォ氏は、連邦政府機関で職員に批判的人種理論が教えられているなどとして、連邦政府機関での同理論の研修を廃止する大統領令の発出を呼びかけた。Sam Dorman, “Chris Rufo calls on Trump to end critical race theory ‘cult indoctrination’ in federal government,” *Fox News Flash*, September 2, 2020. <<https://www.foxnews.com/politics/chris-rufo-race-theory-cult-federal-government>>

(36) Office of Management and Budget, “M-20-34 Training in the Federal Government, Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies,” September 4, 2020. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/09/M-20-34.pdf>>

(37) Executive Order 13950 of September 22, 2020 (Combating Race and Sex Stereotyping). なお、この大統領令においては、人種と並んで、性別（sex）に基づく固定観念を用いることも禁じられている。

(38) Executive Order 13958 of November 2, 2020 (Establishing the President’s Advisory 1776 Commission).

(39) Executive Order 13985 of January 20, 2021 (Advancing Racial Equity and Support for Underserved Communities Through the Federal Government).

(40) 教育委員会での騒動の要因としては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）禍での学校運営の問題もあるとされる。

(41) Andrew Ujifusa, “School Boards, ‘Domestic Terrorism,’ and Free Speech: Inside the Debate,” *Education Week (online)*, October 20, 2021; Evie Blad, “‘A Snitch Line on Parents.’ GOP Reps Grill AG Over Response to Threats on School Officials,” *Education Week (online)*, October 21, 2021.

(州知事選挙や教育委員会委員選挙)の報道の中では、当選者や保護者の間から、学校ではこうした論争ではなく、数学や読解力等の基本的な教育に力を入れるという訴えや、入れてほしいといった声も聞かれた⁽⁴²⁾。

4 批判的人種理論を制限する州法

批判的人種理論を禁止、制限する州法や行政規則等を制定しようとする動きが各地で広がっている。2021年1月以降、41の州において法案の提出又は行政的な措置が行われており⁽⁴³⁾、9の州で法案が成立した⁽⁴⁴⁾とされている。なお、成立した州法において批判的人種理論を名指しした例は限られているとされる⁽⁴⁵⁾。

これらの法案は、上述のトランプ大統領の2020年9月22日の大統領令の中で使用された表現をしばしば用いて、アメリカが根源的に人種差別主義であることや、ある人種が本来的に他の人種よりも優越している等の概念を学校で教えることなどを禁じている⁽⁴⁶⁾。テキサス州で成立した州法のように、批判的人種理論に関連する内容にとどまらず、広く、社会科の学習目的や習得すべき知識及び技能について併せて規定を設けた例もある。次頁以下に、今回成立した州法により改正されたテキサス州教育法の主要部分を訳出した。批判的人種理論に関連する概念に係る記述は第28.0022条(a)(4)以下に見られる。

教員等の間からは、こうした立法により人種差別や奴隷制の歴史について教えることが困難になるという批判がある(他方、授業に影響はないという声もある)⁽⁴⁷⁾。とはいえ、訳出したテキサス州法では人種差別の歴史を教えるはならないとの規定はなく、むしろ人種差別の学習についての言及がある(第28.002条(h-1))。また、そもそも各州ではスタンダードに則った社会科教育は当然行われなければならない。これについて、これらの法案は総じて曖昧で、具体的に何かを禁止しているというよりも象徴的な意味合いが強いと指摘し、曖昧さによる萎縮効果が教員の間を生じることを懸念する見解がある⁽⁴⁸⁾。

(42) Andrew Ujifusa, "Critical Race Theory Fights Have Made Life Miserable for School Board Candidates," *Education week (online)*, December 14, 2021; Hannah Natanson, "Parental say in schools, resonant in Va. governor's race, bound for GOP national playbook," *Washington Post (online)*, November 3, 2021.

(43) Schwartz, *op.cit.*(34)

(44) アイダホ州、オクラホマ州、テネシー州、テキサス州、アイオワ州、ニューハンプシャー州、サウスカロライナ州、アリゾナ州、ノースダコタ州で成立した。アリゾナ州ではその後、州最高裁判所により覆されている。Rashawn Ray and Alexandra Gibbons, "Why are states banning critical race theory?" November 2021. Brookings Website <<https://www.brookings.edu/blog/fixgov/2021/07/02/why-are-states-banning-critical-race-theory/>>

(45) 名指しして言及しているのはアイダホ州とノースダコタ州とされる。 *ibid.*

(46) 様々な保守系団体がモデル立法を作成しており、成立した州法の内容に影響を与えていることも指摘されている。Sarah Schwartz, "Who's Really Driving Critical Race Theory Legislation? An Investigation," *Education Week (online)*, July 19, 2021.

(47) Schwartz, *op.cit.*(34); Eesha Pendharkar, "Efforts to Ban Critical Race Theory Could Restrict Teaching for a Third of America's Kids," *Education Week (online)*, January 27, 2022 (Corrected: February 4, 2022).

(48) Kim, *op.cit.*(16), pp.64-65; Dohms-Harter, *op.cit.*(21)

改正されたテキサス州教育法の関連条文

第 28.002 条 カリキュラム要件

[(a) から (g-3) 略]

(h) 幼稚園から第 12 学年までの教材の採択に関し、州教育委員会及び各学区は、合衆国建国の諸文書を含む、情報に裏付けられたアメリカ愛国主義、テキサスの歴史及び自由市場体制の教授を要件とするものとする。公立学校カリキュラムの主目的は、愛国主義の重要性を理解し、わが州及び国の遺産である民主主義の基本原則を尊び、自由市場社会において生産的に機能し得る、思慮深く、情報に裏付けられた市民を育成することである。

(h-1) (a)(1) の基本カリキュラムのための必須知識及び技能の選定に際し、州教育委員会は、必要に応じて、以下の理解を含む、各生徒の公民知識の発達に資する必須知識及び技能を選定するものとする。

(1) アメリカの自治の実験に係る基本的な、道徳的、政治的及び知的基盤

(2) 合衆国の市民的活動の歴史、性質、伝統及び特徴

(3) 連邦、州及び地方レベルでの政府組織の構造、機能及び過程

(4) 以下を含む合衆国の建国文書

(A) 独立宣言の全文

(B) 合衆国憲法の全文

(C) 第 10 篇及び第 51 篇の全文を含む、フェデラリスト・ペーパーズ

(D) アレクシ・ド・トクヴィルのアメリカの民主政治の抜粋

(E) 第 1 回リンカーン・ダグラス論争の記録

(F) 合衆国建国の父の著作

(G) フレデリック・ダグラスの演説「黒人にとっての 7 月 4 日の意味」及び「黒人が望むもの」の全文

(H) マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの演説「私には夢がある」の全文

(h-2) 幼稚園から第 12 学年までの各学年段階の社会科カリキュラムのための必須知識及び技能の選定に際し、州教育委員会は、以下を含む、各生徒の公民知識の発達に資する必須知識及び技能を選定するものとする。

(1) 次についての理解

(A) アメリカの自治の実験に係る基本的な、道徳的、政治的、起業家的及び知的基盤

(B) 合衆国の市民的活動の歴史、性質、伝統及び特徴

(C) 連邦、州及び地方レベルでの政府組織の構造、機能及び過程

(D) 合衆国の建国文書

(2) 次のための能力

(A) 情報源の信頼性を分析し、判定する。

(B) 筋道の通った見解を形成し、明快に説明する。

(C) 政府及び民主制の過程のシミュレーション及びモデルの活用を通して、地方、州及び連邦政府が機能し、活動する在り方を理解する。

(D) 異なる見解を持つ人との対話を含め、積極的に市民的対話を傾聴し、それに参加する。

(E) 投票することにより、市民として立憲民主主義に参加する。

(3) 次に関する認識

(A) 市民的生活に参加する重要性及び責任

(B) 合衆国及びその政治体制への責務

(C) 言論の自由及び市民的対話への責務

[(h-3) [廃止] 以下略]

第 28.0022 条 一定の指導上の要件及び禁止事項

(a) 革新的な授業を含むいかなる授業又は教科についても、幼稚園から第 12 学年の学年段階においては、

- (1) 教員は、公共政策又は社会問題に関する、幅広い議論があり現時点で論争を呼んでいる問題について、議論することを強制されてはならない。
- (2) (1) で記述したトピックを議論することを選択する教員は、客観的に、政治的偏見に左右されない態様で当該トピックを取り上げるものとする。
- (3) [(略) (生徒の政治的活動を学校が強制すること等の禁止)]
- (4) 教員、行政官その他の州機関、学区、又は自由入学制チャータースクールの被用者は、以下をしてはならない。
- (A) 次の概念を教え込むことを義務付けたり、授業の一部とすること。
- (i) ある人種又は性別 [sex]^(注1) は本来的に他の人種や性別に優越している。
- (ii) 人 [an individual] は、その人の人種又は性別ゆえに、意識的又は無意識的に、本来的に、人種差別主義者、性差別主義者、又は抑圧者である。
- (iii) 人は、その人の人種又は性別を唯一又は部分的な理由として、差別され、又は不利な取扱いを受けらるべきである。
- (iv) 人の道徳的人格、地位又は価値は、その人の人種又は性別によって必然的に決定されている。
- (v) 人は、その人の人種又は性別ゆえに、同じ人種又は性別の他の構成員が行った行為の責任、非難又は罪を負っている。
- (vi) メリトクラシー [成績主義] 又は勤勉の倫理のような特質は、人種差別的、性差別的であり、又は特定の人種の構成員が他の人種の構成員を抑圧するために創造した。
- (vii) 現在合衆国となっている領域における奴隷制の出現が合衆国の真の建国を成した。
- (viii) アメリカ的価値との関係について、奴隷制及び人種差別主義は、自由と平等を含む合衆国の正当な建国理念からの逸脱、それに対する背信、又は期待外れ以外のものである。
- (B) 州の機関、学区、又は自由入学制チャータースクールのいかなる行政官、教員又は職員に対し (A) に挙げた概念を採用するよう教育、指導又は訓練すること。
- (C) 1619 プロジェクト^(注2) の理解を義務付けること。
- (b) [(略) (a)(3) に関する補足]
- (c) 州の機関、学区又は自由入学制チャータースクールは、(a)(4)(A) に挙げられた概念に関係する、カリキュラムの開発、カリキュラム教材の購入若しくは選択、又は教員研修若しくは職能開発提供の目的で、民間資金を受け取ってはならない。
- (d) 学区又は自由入学制チャータースクールは、学校内若しくは学校が後援する活動において (a)(4) に記述された概念を理性的に議論する生徒を罰する結果となり、又は学校内若しくは学校が後援する活動においてこれらの概念を含む生徒の理性的な議論を萎縮させる効果を持つような態様で、いかなる規則も施行、解釈又は執行してはならない。
- (e) 本条は、本節 [subchapter] の下で選定される、必須知識及び技能の教育又は指導を制限するものと解釈されてはならない。
- [(f) 以下略]

* 批判的人種理論を制限する三つの法律 (HB 3979 (June 15, 2021), HB4509 (June 18, 2021) 及び SB3B (September 17, 2021)) により追加修正された主な条文を訳出した。SB3B には、ここで訳出した第 28.002 条 (h-2) 及び第 28.0022 条に沿った教育を推進するための教職員向け公民科研修プログラムに関する規定も含まれるが省略している。

(注 1) トランプ大統領 (当時) の 2020 年 9 月の大統領令 (Executive Order 13950) においても、人種と並んで、性別に基づく固定観念を用いることを禁じる規定が置かれていた。

(注 2) ニューヨークタイムズマガジンが 2019 年 8 月に開始したプロジェクト。アメリカ史を見直し、アフリカ人奴隷が最初にバージニアの地に到着した 1619 年を建国の年とするもので、トランプ大統領 (当時) がこれを批判するなど、政治的に大きな議論を呼んでいる。学校の授業で使用されることを意図して様々な教材やアクティビティが用意されている。“The 1619 Project for Educators.” Pulitzer Center Website <<https://1619education.org/>>

(出典) Tex. Educ. Code § 28.002, § 28.0022.

II 人種と学校をめぐる経緯と格差の現状

本章では、まず第1節⁽⁴⁹⁾において、学校をめくり、合衆国憲法の平等保護条項の下で最大の問題となった、白人と黒人が別の学校で教育を受ける制度が否定され、連邦裁判所の関与の下で人種的統合が進められてきたこと、しかし、その一方で法律等に基づかない事実上の人種的分離が生ずることの是正を図ることに関しては、連邦最高裁が消極的な態度をとっていることについて一連の連邦最高裁判決をたどる（さらに、2007年の連邦最高裁判決は、事実上分離が生じた場合に学区が自発的に人種的統合を進めようとした事案について、違憲と判断している。これについては第III章の人種的中立性の議論の中で取り上げることとする。）。また、現在もアメリカの学校において明らかな人種格差が見られることや人種差別があることは様々な調査研究により知られているが、第2節では連邦政府が行っている各種調査に基づきその概況を紹介する。関連して合衆国憲法上の教育を受ける権利をめぐる議論にも言及する。

1 人種別学制度の否定と事実上の分離——連の連邦最高裁判決の経緯——

(1) 法律等による人種分離の否定と救済

分離は黒人の子どもに劣等感を生じさせており、分離した教育施設は本来的に不平等であるとして、「分離すれども平等 (separate but equal)」⁽⁵⁰⁾であればよいという法理を否定した1954年の連邦最高裁 Brown 事件判決⁽⁵¹⁾により、州法の定めに基づく白人生徒と黒人生徒の別学制度は違憲とされている⁽⁵²⁾。さらに、Brown 事件判決に続く連邦最高裁判決により、こうした場合、差別的な州法を廃止するのみでは不十分で、過去の制度的差別の影響を是正し、その残滓を除去すること、すなわち、学校での実際の人種的統合が要請されることになった⁽⁵³⁾。以下、Brown 事件判決後の経緯を見ることにする。

Brown 事件判決を受けた各州の動きは様々であったが、総じて南部の別学制度廃止は遅延し、

⁽⁴⁹⁾ 第1節(1)及び(2)の記述については、Martha Minow, *In Brown's Wake: Legacies of America's Educational Landmark*, New York: Oxford University Press, 2012, pp.5-32; Martha M. McCarthy et al., *Legal Rights of School Leaders, Teachers, and Students*, 8th ed., New York: Pearson, [2019], pp.136-142; James E. Ryan, "The Supreme Court and Voluntary Integration," *Harvard Law Review*, vol.121 no.1, November 2007, pp.131-157; Erwin Chemerinsky, "The Segregation and Resegregation of American Public Education: The Court's Role," *North Carolina Law Review*, vol.81 no.4, 2003, pp.1597-1622 を参照した。

⁽⁵⁰⁾ *Plessy v. Ferguson*, 163 U.S.537 (1896) 等により、施設の利用を人種によって分離することを定めた州法は、従来合衆国憲法修正第14条の平等保護条項に反しないとされてきた。なお、人種により異なる扱いをすることは、平等保護条項の下で違憲の疑いが強い「疑わしい分類 (suspect classification)」であるとされ、裁判所の厳格な審査 (strict scrutiny) に服するが、これについては後述 (第III章第1節) する。

⁽⁵¹⁾ *Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483 (1954).

⁽⁵²⁾ また、後述するその後の連邦最高裁判決 (Keyes 事件判決) により、州法の定めがない場合でも、人種的分離を意図した政策によって分離が生じているときには人種的統合のための裁判所による救済措置が命ぜられることとされている。

⁽⁵³⁾ Brown 事件判決は、人種別学制度を違憲としたものの具体的な救済措置を命じておらず、翌1955年の判決 (*Brown v. Board of Education*, 349 U.S.294 (1955) (Brown II)) において、強い社会的影響と反発が見込まれる中、「慎重な速度で (with all deliberate speed)」進めることとされた。そして、この後の措置は原審の裁判所の命令の下で履行されるのが妥当として、事件は連邦地方裁判所へ差し戻されている。なお、with all deliberate speed には「可及的速やかに」などの邦訳も存在するが、オグレルツリー (Charles J. Ogletree, Jr.) 氏 (ハーバード大学ロースクール名誉教授) は、次の文献 (第1章) において「ゆっくり (slow)」の意味であると説明している。Charles J. Ogletree, Jr., *All Deliberate Speed: Reflections on the First Half-Century of Brown v. Board of Education*, New York; London: W. W. Norton & Company, 2005 [Kindle 版].

白人からの強い抵抗が続いたと言われている。例えば、バージニア州では義務教育法が廃止され、とりわけプリンスエドワード郡学区では、統合を避けるために公立学校を閉校し、白人の子どもが私立学校に通うための補助が州や郡から行われた一方、1959年から1963年にかけて、黒人の子どもは学校教育を受けることができなかった⁽⁵⁴⁾。こうした中、公民権運動の成果として1960年代半ばに成立した連邦法に加え⁽⁵⁵⁾、1960年代末から1970年代初頭に出された連邦最高裁判決に基づく連邦地方裁判所の積極的な関与（人種的統合のための裁判所命令）により、ようやく人種別学制度の解消と学校における人種的統合が進んでいくことになった。

まず、1968年、連邦最高裁は、バージニア州のニューケント郡学区で行われていた「選択の自由プラン」に関するGreen事件判決⁽⁵⁶⁾において、従来の黒人学校を選択する白人の生徒が実際にはおらず、また、従来の白人学校を選択する黒人生徒も少数にとどまっている状況の下で、人種的分離は個人の選択の結果であるという学区の主張を退けた。そして、過去に法律による別学制度が採られていた地域では、別学制度の廃止だけでは足りず、生徒集団や教職員の構成、通学手段、課外活動、学校の施設設備などに関して実際に人種的属性が除去されるべきであることを示した。さらに1971年、連邦最高裁は、南部ノースカロライナ州の事案に関するSwann事件判決⁽⁵⁷⁾において、過去の弊害を是正し、人種的に統合された学校を実現するための衡平法上の救済措置を命じる広範な権限（equitable powers to remedy）⁽⁵⁸⁾を連邦地方裁判所に認めて、人種的統合のための手段には、バス輸送（いわゆる強制バス通学）、通学区域の変更、人種枠の設定などが含まれ得るとした。

一方、南部のような法律は制定されなかったものの、南部以外の地域においても学校での人種的分離は存在してきた。これについて、1973年、連邦最高裁は、コロラド州の事案であるKeyes事件判決⁽⁵⁹⁾において、法律による別学制度が存在しなかった場合、人種的分離が実際生じているだけでは足りないが、人種的分離を意図した政策によってそれが生じている場合には人種的統合のための裁判所による救済措置が命ぜられることを示している。

こうして、人種的統合のための裁判所命令の下で、1970年代初頭には統合へと向けた動きが進み、かつて人種別学を制度化していた南部における統合が最も進んだと言われる状況になっていった。

⁽⁵⁴⁾ 1964年、このプリンスエドワード郡の事案を違憲とした連邦最高裁は、「慎重な速度」（同上参照）で済む時間は過ぎており、このような不平等な取扱いは最早正当化されないとした。Griffin v. County School Board, 377 U.S. 218 (1964).

⁽⁵⁵⁾ 1964年には1964年公民権法（Civil Rights Act of 1964）が成立し、第IV編（42 U.S.C. §§ 2000c et seq.）で公立学校等における人種等による分離等の禁止（連邦司法長官の執行権限などを定める）、第VI編（42 U.S.C. §§ 2000d et seq.）で連邦の財政支援を受けるプログラムや活動における人種等による差別の禁止が規定された。また、1965年に初等中等教育法（Elementary and Secondary Education Act of 1965（20 U.S.C. §§ 6301 et seq.））が成立し、低所得世帯の子どもの教育のための補助金など連邦政府による地方政府への財政支援が規定された。1964年公民権法第VI編に基づき、連邦政府が連邦補助金を停止する権限を持った意義は大きかったと指摘されている。Minow, *op.cit.*(49), p.22; Chemerinsky, *op.cit.*(49), p.1603.

⁽⁵⁶⁾ Green v. County School Board, 391 U.S. 430 (1968).

⁽⁵⁷⁾ Swann v. Charlotte-Mecklenburg Board of Education, 402 U.S. 1 (1971).

⁽⁵⁸⁾ 英米法の歴史的淵源にはコモン・ロー（common law）と衡平法（エクイティ（equity））があり、コモン・ロー上の救済手段（原則として金銭賠償）では不十分な場合、衡平法上の救済が認められ得る。田中ほか編 前掲注(5), pp.302-303, 717.

⁽⁵⁹⁾ Keyes v. School District No.1, 413 U.S. 189 (1973).

(2) 事実上の人種分離

人種的統合のための学区の境界を越えた救済措置を認めなかった Milliken 事件判決（1974年）⁽⁶⁰⁾が出された1970年代半ば以降、連邦最高裁の人種的統合を目指す機運は停滞へ向かった。1980年代には主だった判決は見られないが、1990年代になると、統合のための裁判所命令を終了するよう促すような三つの連邦最高裁判決が出されている⁽⁶¹⁾。

まず、1991年の Dowell 事件判決⁽⁶²⁾において、連邦最高裁は、連邦地方裁判所による学区の監督は一時的な措置として意図されたものであり、学区が誠実に統合のための命令を遵守し、過去の差別の残滓が実現可能な限り除去されたのであれば、同裁判所は当該命令の終了を考慮することができるとした。また、翌年の Freeman 事件判決⁽⁶³⁾では、統合のための裁判所命令が部分的に遵守されていれば、その部分について命令は終了するとして、学区が可及的速やかに裁判所の監視下から離れることが望ましいとした。さらに、1995年の Jenkins 事件判決⁽⁶⁴⁾は、人種的分離を是正する連邦地方裁判所の裁量は無制限ではなく、最終目的は可能な限り差別の残滓を除去し、州と学区の権限を回復することにあること、教員給与の引上げや質の高い教育プログラムに関する命令は裁判所の権限を逸脱しており、学力格差の存在をもって学区の人種的統合が未達成とは言えないことを判示した。

これらの連邦最高裁判決を背景に、この後多くの地域で、連邦地方裁判所は統合のための救済措置を学区に命じた裁判所命令を終了していった。そして、裁判所の監視下から離れた学区の中には再分離したところも多かった。

(3) 統合のための裁判所命令の現在

学区に対する統合のための裁判所命令の多くは、1960年代から70年代に出されたもので、現在では、上述のとおり、その多くが終了していると言われる。現在でも有効な命令がどれだけ存在するか明確ではないが、300件程度とも言われている⁽⁶⁵⁾。

アラバマ州ジェファソン郡学区では、1970年代に出された裁判所の命令が現在も効力を有している。この学区内の白人の多い豊かな地域（ガーデンデール市）は、学区から離脱して、新たに独自の学区を創設する申立てを連邦裁判所に起こしている。2017年、一審の連邦地方裁判所⁽⁶⁶⁾は、申立てが人種差別的な目的であり、人種的統合を妨げるような学区からの離脱の試みであるとしたものの、統合のための裁判所命令は発出から年月が経過し、同地方裁判所

(60) Milliken v. Bradley, 418 U.S. 717 (1974). この判決で連邦最高裁は、黒人の多いミシガン州デトロイトの学区の人種バランスを改善するため、白人が多く居住する周囲の郊外地域とのバス通学を定めた連邦地方裁判所の命令について、周囲の学区の行為がデトロイトの学区の人種的分離に大きく影響した等でない限り、学区の境界を越えた救済措置は認められないとした。この判決は、全米各地の都市部で見られるようになっていた白人の郊外への逃避（ホワイトフライト）を更に誘引するものとなったと指摘されている。Chemerinsky, *op.cit.*(49), pp.1607-1609.

(61) 連邦最高裁判決の傾向の変化については、裁判官人事の影響（共和党政権下で任命された保守派の裁判官が多数を占めるようになった。）も要因として指摘される。Chemerinsky, *ibid.*, pp.1620-1622; Minow, *op.cit.*(49), p.25.

(62) Board of Education of Oklahoma City Public Schools v. Dowell, 498 U.S. 237 (1991).

(63) Freeman v. Pitts, 503 U.S. 467 (1992).

(64) Missouri v. Jenkins, 515 U.S. 70 (1995).

(65) Andrew Ujifusa and Alex Harwin, "There Are Wild Swings in School Desegregation Data. The Feds Can't Explain Why," *Education Week (online)*, May 2, 2018; Ryan, *op.cit.*(49), p.147. なお、全米の学区の総数は、13,452区（2018-2019学年度）である。National Center for Education Statistics, "Table 214.10. Number of public school districts and public and private elementary and secondary schools: Selected years, 1869-70 through 2018-19," *Digest of Education Statistics*. <https://nces.ed.gov/programs/digest/d20/tables/dt20_214.10.asp?current=yes>

(66) Stout v. Jefferson County Board of Education, 250 F. Supp. 3d 1092 (N.D. Ala., Apr. 24, 2017); Stout v. Jefferson County Board of Education, 2017 U.S. Dist. LEXIS 70414 (N.D. Ala., May 9, 2017).

による監視の終了が見込まれるような時期に来ていることを指摘し、制限的にはあるがガーデンデール市の離脱を認めた。2018年、連邦控訴裁判所（第11巡回区）⁽⁶⁷⁾は、学区は永遠に裁判所の監視下にとどまるものではなく、学区の自治権は非常に重要であることに言及はしたものの、命令は現在も有効に存続しているとして同地方裁判所の判断を覆した。そして、統合過程の妨げとなるような学区からの離脱は認められないとする従来の連邦最高裁判決⁽⁶⁸⁾に沿った判断を示している⁽⁶⁹⁾。

2 人種格差の現状

(1) 学校における人種間の格差と差別

アメリカでは継続して学力調査が行われており、学力に人種間での差があることが知られている。例えば、全米学力調査（National Assessment of Educational Progress）の結果（2015年）からハイスクール最終学年である第12学年の読解力を見ると、白人の平均点が295点であるのに対し、黒人では266点であった。なお、他の人種グループでは、ヒスパニック系が276点、アジア系が297点、アメリカインディアン等が279点である。また、同学年の数学については、白人は160点、黒人は130点であった（ヒスパニック系は139点、アジア系は171点、アメリカインディアン等は138点）⁽⁷⁰⁾。

また、こうした学力格差の背景⁽⁷¹⁾の一つとして、通っている学校環境に差があることも知られている。連邦会計検査院は、2016年、貧困にある黒人やヒスパニック系の生徒が集まっている学校の数が増加傾向にあること、こうした学校は教育資源が不十分で、数学や理科の上級クラス、また大学進学準備コースを提供していないこと、第9学年での留年や、停学、退学が多くなっていることなどを報告している⁽⁷²⁾。さらに、同検査院は2018年、生徒数に比して不釣り合いに多くの黒人生徒が停学や退学などの懲戒処分を受けていることを報告した。黒人生徒は公立学校生徒の15.5%を占めていたが、停学処分となった生徒に占める割合では39%に上った。なお、この傾向は、学校の財政状況や種類（通常の公立学校かチャータースクールであるかなど）を問わず、共通して見られるものであった⁽⁷³⁾。同検査院は2019年には、停学や退学になった生徒や学業不振等の生徒を受け入れる公立のオールタナティブスクール、とりわけ懲戒目的のそれにおいて黒人男子生徒の数が不釣り合いに多くなっていることも報告している⁽⁷⁴⁾。

(67) Stout v. Jefferson County Board of Education, 882 F.3d 988 (11th Cir. Feb.13, 2018).

(68) Wright v. Council of the City of Emporia, 407 U.S. 451 (1972).

(69) Will Stancil, "Is School Desegregation Coming to an End?" *Atlantic*, February 28, 2018; Julie Underwood, "Segregation and secession," *Phi Delta Kappan*, vol.100 no.5, February 2019, pp.74-75.

(70) Bill Hussar et al., *The Condition of Education 2020* (NCES 2020-144), May 2020, pp.76-77, 87-88. NCES Website <<https://nces.ed.gov/pubs2020/2020144.pdf>>

(71) 様々な調査研究により、家庭状況、近隣の環境や交友関係等が子どもの学力に大きな影響を与えており、格差は学校外で始まっていると言われている。その全てを学校が是正できるわけではなく、幼児への早期教育、社会福祉や地域コミュニティ活動などと連携した総合的な取組が必要とされてきた。Anna J. Egalite, "How Family Background Influences Student Achievement," *Education Next*, vol.16 no.2, Spring 2016, pp.71-78.

(72) U.S. Government Accountability Office, "K-12 Education: Better Use of Information Could Help Agencies Identify Disparities and Address Racial Discrimination," *Report to Congressional Requesters*, GAO-16-345, April 2016, pp.10-25. <<https://www.gao.gov/assets/gao-16-345.pdf>>

(73) U.S. Government Accountability Office, "K-12 Education: Discipline Disparities for Black Students, Boys, and Students with Disabilities," *Report to Congressional Requesters*, GAO-18-258, March 2018, pp.12-15, 17-21. <<https://www.gao.gov/assets/gao-18-258.pdf>>

(74) U.S. Government Accountability Office, "K-12 Education: Certain Groups of Students Attend Alternative Schools in Greater Proportions Than They Do Other Schools," *Report to the Chairman, Committee on Education and Labor*, GAO-19-

学校での人種差別事案については、連邦司法省公民権局や連邦教育省公民権局が苦情申立てを受けて調査を行っている。最近の事例として、2021年10月に連邦司法省が学区と和解に達したことが公表されたユタ州の学区の事案では、白人が多数を占める学校において、黒人生徒等に対する他の生徒からの日常的な人種差別的言動が数年にわたって続いており、教員がいる前で公然と行われていた実態が明らかになった。とりわけ奴隷に言及した差別発言は奴隷制について授業で学んだ後にむしろ増加したとされており、黒人生徒の中からは、授業の進め方に敬意や配慮がなかったとの指摘がある。また、学校が同程度の問題行動について、白人生徒より黒人生徒に厳しい処分を与えていたことも明らかになっている⁽⁷⁵⁾。

(2) 合衆国憲法上の教育を受ける権利をめぐる議論

1973年、連邦最高裁は、Rodriguez 事件判決⁽⁷⁶⁾において、合衆国憲法上、教育を受ける権利は明示的にも黙示的にも存在しないと判示して、テキサス州での学区間の大きな財政格差を容認した。この判決により、こうした格差の事案を連邦裁判所で争うことは難しくなっている⁽⁷⁷⁾。

しかし、Rodriguez 事件判決が憲法上の教育を受ける権利を認めなかったにもかかわらず、同判決が当該事案の生徒は教育を完全に否定されたわけではない旨に言及し、また、事案があくまで財政上の不平等の問題であったことから、最低限の教育を受ける権利については認められる余地があるのではないかとする議論がある。これについて、2020年、読解力（リテラシー）を習得するという最低限の教育を受ける権利を連邦控訴裁判所（第6巡回区）が認め、注目を集めた⁽⁷⁸⁾。

この事案では、低所得の非白人の子どもばかりが通う、ミシガン州デトロイトの複数の学校の生徒が、学校とは名ばかりの劣悪な状況で、読解力の習得という最低限の教育を受ける権利を奪われているとして州を訴えている。訴えでは、学習環境について、学校とはいえないスラムのような状態で、最低限の衛生・安全基準を満たしておらず、冷暖房は効かない、資格のある教員の配置を欠き、学級規模は50名に達する、教科書や教材、机や椅子も不足している、読解力を始め他の科目でも州のスタンダードが要求する学力水準に到達した生徒は皆無に近い、といった状況が述べられている。

判決後、当事者間の和解が行われ、第6巡回区はこの判決を無効化しており、判例としての

373, June 2019, pp.11-14. <<https://www.gao.gov/assets/gao-19-373.pdf>>

⁽⁷⁵⁾ U.S. Department of Justice, Civil Rights Division, Educational Opportunities Section and United States Attorney's Office, District of Utah, "Notice of Findings of Race Discrimination in the Davis School District," September 15, 2021, pp.1-3, 5-10. <<https://www.justice.gov/opa/press-release/file/1443856/download>>; Eduardo Medina, "Utah School District Ignored Racial Harassment for Years, Report Says," *New York Times*, October 25, 2021.

⁽⁷⁶⁾ 各学区が課税する財産税収入に基づくテキサス州の学校財政制度が合衆国憲法の平等保護条項に違反しているなどとして、ヒスパニック系の住民が訴えた事案である。判決は、本件は平等保護条項の下で違憲の疑いが強い「疑わしい分類 (suspect classification)」(第三章第1節参照)には当たらないとし、また、教育を受ける権利は明示的にも黙示的にも合衆国憲法上認められず、基本的権利ではないとした。San Antonio Independent School District v. Rodriguez, 411 U.S. 1 (1973).

⁽⁷⁷⁾ 多くの州で州憲法に基づく訴訟が起こされているが、結果は一樣ではない。Martha McCarthy, "Is there a Federal Right to a Minimum Education?" *BYU Education & Law Journal*, vol.2020 no.2, Fall 2020, p.25; Robert Kim, "Gary B., Espinoza, and the fight for school funding," *Phi Delta Kappan*, vol.102 no.1, September 2020, p.48.

⁽⁷⁸⁾ Gary B. v. Whitmer, 957 F.3d 616 (6th Cir. Apr. 23, 2020). なお、判決は、修正第14条の平等保護条項ではなく、同条の実体的デュー・プロセス (substantive due process) に基づき最低限の教育を受ける権利を認めた。実体的デュー・プロセス理論は、修正第14条のデュー・プロセス条項が「生命、自由若しくは財産」を不合理な制約から実体的に保護していると理解する理論であり、合衆国憲法に明文規定を欠く権利について用いられる。松井茂記『アメリカ憲法入門 第8版』有斐閣、2018、p.379.

効力は有しないが、他の訴訟の指針となり得ると指摘されている⁽⁷⁹⁾。その後、他の連邦控訴裁判所の判決において言及する例も見られる⁽⁸⁰⁾。

Ⅲ 学校での人種問題の広がり与人種的中立性をめぐる議論

2003年、ロースクール入学選考での人種による優遇措置をめぐる Grutter 事件判決で法廷意見を執筆したオコナー（Sandra Day O'Connor）連邦最高裁判事（当時）は、格差は減少傾向にあり、25年後には優遇措置は不要になるだろうという想定に言及していた⁽⁸¹⁾。しかし、その後も厳然たる人種間の格差や差別が存続し、昨今の批判的人種理論をめぐる論争を見ても、人種問題の重大さを看過することはできない。この現状の中で、合衆国憲法の平等保護条項の要請は人種的中立性であるとして、人種に基づき生徒に異なる取扱いをすることは原則として認められないとする立場がある。これに対し、いまだ大きな格差が存在する状況において、学校での多様性拡大など、人種的少数者の利益となるような異なる取扱いは正当であるとする主張もある。

これが問題となる事案としては、Grutter 事件のように大学の入学選考において黒人等を優遇するアファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）がよく知られている。現在、2020年のフロイド氏暴行殺害事件後の社会状況、さらに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）禍により従来どおりの入試や成績評価が困難となったことを契機として、選抜性の高いいわゆるエリートハイスクール、ミドルスクールの入試改革を行い、黒人等の入学者を増やそうとする動きが活発になっている。

本章では、学区が各学校へ入学者を割り当てる際の決定要素として人種を用いることを違憲とした2007年の連邦最高裁判決、また、大学入学選考のアファーマティブ・アクションに係る連邦最高裁判決の主な論点を確認するとともに、現在のエリートスクール入試改革の動向を紹介する。

1 連邦最高裁判決

(1) Parents Involved 事件判決（2007年）

人種により異なる扱いをすることは、修正第14条の平等保護条項の下で違憲の疑いが強い「疑わしい分類（suspect classification）」であるとされ、裁判所の厳格な審査（strict scrutiny）に服することとされている⁽⁸²⁾。したがって、人種に基づいて生徒に異なる扱いをするような施策は、「やむにやまれぬ政府の利益（compelling government interest. 以下「やむにやまれぬ利益」という。）」の達成のため、そして、それに「密接に関連している（narrowly tailored）」と言え

⁽⁷⁹⁾ McCarthy, *op.cit.*(77), pp.3-10; Kim, *op.cit.*(77)

⁽⁸⁰⁾ A.C. v. McKee, 2022 U.S. App. LEXIS 735 (1st Cir. Jan. 11, 2022). 連邦控訴裁判所（第1巡回区）は、同裁判所の事案では、第6巡回区のデトロイトの事案とは異なり、最低限の教育が完全に奪われているわけではないとした。Mark Walsh, “Students Lose Appeal on Right to Civics Education, But Win Praise From Judges Anyway,” *Education Week (online)*, January 12, 2022.

⁽⁸¹⁾ Grutter v. Bollinger, 539 U.S. 306, 343 (2003). なお、連邦最高裁では一人の裁判官が代表して判決文を執筆し、関与した裁判官の過半数が加われば、法廷意見となる。判決には、同意意見（補足意見）が付されることがあり、これは、法廷意見の立論に基本的に賛成であるが、付言したいときなどに付加される。反対意見は、法廷意見の結論に反対のときに付される。松井 前掲注(78), pp.72-74.

⁽⁸²⁾ Korematsu v. United States, 323 U.S. 214, 216 (1944).

るものでなければ認められない⁽⁸³⁾。学校教育の文脈では、連邦最高裁は、第Ⅱ章第1節で取り上げたような事案における①過去の意図的な差別の残滓を除去する利益、及び Grutter 事件のような②高等教育において学生集団の多様性を確保する利益の二つを「やむにやまれぬ利益」に当たると認めている⁽⁸⁴⁾。

Parents Involved 事件では、以前は統合のための裁判所命令の下にあったもののそれが2000年に終了済みであったケンタッキー州ジェファソン郡及びこうした命令の下に従来置かれたことのないワシントン州シアトルの学区が、それぞれ人種的多様性を達成する目的で、各学校への入学者割当ての際に考慮する要素として人種を用いていたことが問題となった。いずれの学区も現在事実上の人種的分離が存在するにすぎず、上記①の利益の場合には当たらない。本件について連邦最高裁は、2007年、厳格な審査を用いて判断を行い、両学区の入学者割当て制度は違憲であるとしている⁽⁸⁵⁾。

この判決は、賛成5名、反対4名と判断が分かれた判決であり、ロバーツ (John G. Roberts, Jr.) 長官が法廷意見を執筆した。賛成に回った判事のうち、ケネディ (Anthony M. Kennedy) 判事 (当時) は、ロバーツ長官の意見の一部同意したものの、他の部分には同意していないため、ロバーツ長官の意見のうちケネディ判事も同意した部分のみが法廷意見となっている。

ロバーツ長官は、高等教育という特殊な文脈での人種を含む、多様な学生集団の利益をやむにやまれぬものと認めた Grutter 事件判決は本件の先例となるものではないとした (法廷意見)⁽⁸⁶⁾。さらに、ケネディ判事が同意しなかった部分において、本件で問題になっている学校における人種的多様性とは、何か教育上の利益につながるものではなく、生徒数を人種的に均衡させることとの違いが示されていない。人種的均衡をやむにやまれぬ利益とすることは、人種集団の一員としてではなく、個人として市民を扱うことを求めている憲法の平等保護条項に反するとして、人種的多様性の実現をやむにやまれぬ利益とすることに強い疑問を呈している。そして、Brown 事件判決⁽⁸⁷⁾は入学の決定に際し人種に基づかないよう求めたものであると指摘し、「人種に基づく差別をなくす方法は、人種に基づいて区別するのを止めることである (The way to stop discrimination on the basis of race is to stop discriminating on the basis of race)」と述べて意見を結んでいる⁽⁸⁸⁾。このようなロバーツ長官の見解は、人種を考慮することを禁止又は制限すること、つまり人種的中立性こそが Brown 事件判決の意図に合致し、憲法の要請であるという立場を示したものと理解されている⁽⁸⁹⁾。

人種を用いることが「密接に関連した」態様で行われたと言えるかについては、法廷意見において、本件では人種を用いることの効果は小さくその必要性が疑われること、学区は人種中立的な他の手段があることについて十分な考慮をしていないこと、Grutter 事件の入学制度が志願者を人種集団の一員ではなく個人として扱ったのと異なり、本件では個人を考慮しない、機械的な方法により人種を用いていることなどが指摘され、本件制度は密接に関連していると

⁽⁸³⁾ McCarthy et al., *op.cit.*(49), p.135.

⁽⁸⁴⁾ Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No. 1, 551 U.S. 701, 720-722 (2007).

⁽⁸⁵⁾ *Id.* at 708-748.

⁽⁸⁶⁾ *Id.* at 720-725.

⁽⁸⁷⁾ 前掲注(51)及び対応する本文参照。

⁽⁸⁸⁾ *Parents Involved*, 551 U.S. at 725-733, 745-748.

⁽⁸⁹⁾ Erwin Chemerinsky, "Making Schools More Separate and Unequal: Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No. 1," *Michigan State Law Review*, vol.2014 no.3, 2015, p.645; Ryan, *op.cit.*(49), pp.151-154; Minow, *op.cit.*(49), p.30.

は言えないことが示されている⁽⁹⁰⁾。

一方、ケネディ判事は、補足意見を提出し、人種構成も含め、多様な生徒集団を学区が実現しようとすることは認められ得るとした。また、それを達成するための表面上人種的に中立である手段を例示した。新設校の戦略的配置や近隣の人口構成を意識した通学区域の設定などであり、これらは、人種を意識したものではあるが、生徒を人種によって定義し、分類するものではなく、厳格な審査は求められないであろうとしている。さらに、もし必要とあれば、学校のニーズと生徒の特性を繊細かつ個別に、人種も一要素として評価していくことができる旨にも言及がある⁽⁹¹⁾。このケネディ判事の意見はその後の各地の学区の動向や裁判所の判断に影響を与えたと言われており⁽⁹²⁾、現在のエリートスクールの入試改革においても、表面上人種的に中立である手段により、人種的多様性を確保する手法が試みられるようになっている（後述）。

一方、反対意見は、ロバーツ長官の意見と鋭く対立した。ブライヤー（Stephen G. Breyer）判事は、事案の学区は統合のための裁判所命令下にはないものの、過去の歴史的な分離を是正する観点、教育上の観点及び民主主義の観点から、多様性の実現又は学校の人種的統合はやむにやまれぬ利益に当たり、また、本件学区の生徒割当制度はこれを達成するために密接に関連しているとした。そして、法廷意見は誤りであり、人種別学制度を否定した Brown 事件判決の誓いをないがしろにするものであると強く批判した⁽⁹³⁾。

(2) 大学の入学選考に係るアファーマティブ・アクション

ここでは、Grutter 事件判決を含む、高等教育でのアファーマティブ・アクションに関する連邦最高裁判決について、上述の Parents Involved 事件の論点と関連する部分を簡単に整理しておく。

すでに触れた Grutter 事件は、ミシガン大学ロースクールが入学選考で複数の要素の一つとして人種を考慮していたことを白人学生が訴えたもので、2003 年の連邦最高裁判決では同ロースクールでは機械的に人種を用いたのではなく、多様性に関わる他の様々な要素を考慮し、各志願者に対し極めて個別的な審査を行っていたと指摘されている。また、2016 年に連邦最高裁判決が出ている Fisher 事件は白人生徒がテキサス大学を訴えた事案であるが、同大学は学部入学選考において、定員の一部を総合的評価で選考⁽⁹⁴⁾し、この総合的評価の中で人種が非常に限定的に考慮されていた⁽⁹⁵⁾。この二つの事件において、連邦最高裁は、入学選考制度が多様な学生集団が生み出す教育上の利益という、やむにやまれぬ利益を促進する目的で、そのために密接に関連した態様で行われていたと認め、合憲と判断している。なお、両事案はいずれも賛否の判断が拮抗した（前者は賛成の判事 5 名、反対 4 名。後者は欠員などのため 7 名の判事による判断となり、賛成 4 名、反対 3 名）。

一方、この Grutter 事件や Fisher 事件とは異なり、人種に基づいて機械的に加点していたミシガン大学の入試制度に関する 2003 年の判決（Gratz 事件判決）⁽⁹⁶⁾や、人種枠（クォータ制）

⁽⁹⁰⁾ *Parents Involved*, 551 U.S. at 723, 733-735.

⁽⁹¹⁾ *Id.* at 787-790 (Kennedy, J., concurring in part and concurring in the judgment).

⁽⁹²⁾ Minow, *op.cit.*(49), p.126; Ryan, *op.cit.*(49), pp.136-138.

⁽⁹³⁾ *Parents Involved*, 551 U.S. at 803-868 (Breyer, J., dissenting).

⁽⁹⁴⁾ テキサス州内のハイスクール各クラスの成績上位 10% の生徒には、入学定員の 75% の枠内で入学資格があり、残り 25% が総合的評価で選考される。

⁽⁹⁵⁾ *Fisher v. University of Texas*, 136 S. Ct. 2198 (2016) (Fisher II).

⁽⁹⁶⁾ *Gratz v. Bollinger*, 539 U.S. 244 (2003).

を設定していたカリフォルニア大学デービス校医学部の事案に関する 1978 年の判決（Bakke 事件判決）⁽⁹⁷⁾では、連邦最高裁はこうした入試制度を認めていない。

2 エリートスクール入試と人種格差是正の動向

ハイスクールまでの段階の学校についても、学力テストによる選抜を行っている公立のエリートスクールにおいて、学力選抜の結果として生徒の人種構成がその地域の人種構成を反映せず、黒人やヒスパニック系の生徒が少なく、白人とアジア系が多くなるといった状況が生じている。例えば、2021 年の入学者選抜の結果、ニューヨーク市のエリートハイスクール 8 校の中でも最上位校とされるスタイベサント・ハイスクールに入学を許可された者は 749 名であるが、うち黒人は 8 名にとどまっている⁽⁹⁸⁾。また、エリートハイスクール 8 校全体を見ても、黒人とヒスパニック系は合わせて 1 割を占めるにすぎない（ニューヨーク市全体では生徒の 7 割弱を黒人又はヒスパニック系が占めている。）。なお、アジア系生徒はニューヨーク市全体では 16% にすぎないものの、これら 8 校の生徒に占める割合は 62% と突出している（2018-2019 学年度）⁽⁹⁹⁾。

こうした中、フロイド氏暴行殺害事件や新型コロナウイルス感染症禍での学校運営の混乱をきっかけに、長年議論があったエリートスクールの選抜方式の変更に取り組む例が見られる。ニューヨーク市では上述のエリートハイスクールは州の規定に基づく学力選抜を引き続き実施している。ただし、市内の他の学校に関しては市長が権限を有しており、2020 年 12 月、デブラシオ（Bill de Blasio）市長（当時）は、少なくとも 1 年間、全ての選抜制ミドルスクールで選抜を廃止し、代わりに抽選制を導入することを発表している⁽¹⁰⁰⁾。一方、マサチューセッツ州ボストン市では、全米で最も伝統のあるボストン・ラテン・スクールなど 3 校の選抜方法が漸次的に変更されることになった。新しい方式では、入試結果や学校の成績を引き続き利用するものの、社会経済的に恵まれない地域からの生徒を増やす措置が講じられる。具体的には、志願者を居住地の社会経済状況に基づき 8 層に分け、各層からほぼ同数、成績上位者が選抜される⁽¹⁰¹⁾。また、ワシントン D.C. 郊外、バージニア州フェアファックス郡にあり、全米トップの公立校として紹介されることも多いトーマス・ジェファソン科学技術ハイスクールは、入学定員を増やし、各ミドルスクールの成績上位者に枠を設けるなどの改革を行っている⁽¹⁰²⁾。

これらの入試制度の変更では人種は明示的には用いられていない。前述したとおり、2007 年の Parents Involved 事件のケネディ判事の意見に沿うような、表面上人種的に中立である手段を用いることにより、人種的多様性を確保する手法が取られるようになっている。

⁽⁹⁷⁾ Regents of the University of California v. Bakke, 438 U.S. 265 (1978).

⁽⁹⁸⁾ Eliza Shapiro, "Only 8 Black Students are Admitted to Stuyvesant High School," *New York Times*, April 29, 2021.

⁽⁹⁹⁾ 2018-2019 学年度、ニューヨーク市全体の生徒を人種別に見ると、白人 15.1%、アジア系 16.2%、黒人 25.5%、ヒスパニック系 40.6% であった。一方、エリートスクール 8 校では、白人 24.3%、アジア系 61.6%、黒人 3.9%、ヒスパニック系 6.3% であった。"School Diversity in NYC." New York City Council Website <<https://council.nyc.gov/data/school-diversity-in-nyc/>>

⁽¹⁰⁰⁾ Eliza Shapiro, "New York City will Change Many Selective Schools to Address Segregation," *New York Times*, December 18, 2020.

⁽¹⁰¹⁾ James Vaznis, "Here's how Boston's new exam school admission process works," *Boston Globe (online)*, July 15, 2021.

⁽¹⁰²⁾ 入学定員を 15% 増やし、受験料 100 ドルを廃止、従来要件であった教員推薦を不要とするなどの変更を行った。また、各ミドルスクールの上位 1.5% 内の生徒で成績要件を満たす者に入学枠を設けた。Joni Lakin, "An elite Virginia high school overhauled admissions for gifted students - here's how to tell if the changes are working," *Conversation*, August 18, 2021.

なお、結果として黒人生徒等を増やし、多様性を確保しようとするエリートスクールの入試改革は、人種の少数者であってもアジア系の生徒には不利に働く場合が多い。これに対しては、ニューヨーク市等のアジア系住民の多くは低所得の移民やその子どもであるのに、こうした改革を行うのはアジア系への差別と偏見に基づいていること、また、メリトクラシー（成績主義）の基本理念に反することなどを挙げて、保護者やアジア系団体などが反発しており、訴訟も起こされている⁽¹⁰³⁾。

おわりに

2022年1月、連邦最高裁は、ハーバード大学（私立）⁽¹⁰⁴⁾及びノースカロライナ大学⁽¹⁰⁵⁾の入試におけるアファーマティブ・アクション事案の上訴を受理している。訴えは、学生集団の多様性実現のため大学入試で人種を考慮できるとすることは誤りであり、先例（Grutter 事件判決）を見直すよう求めている⁽¹⁰⁶⁾。Grutter 事件と Fisher 事件はともに当時の連邦最高裁判事の間で意見が割れた判決であるが、その後、現在の連邦最高裁では、ロバーツ長官ほか人種的中立性を重視する立場をとることが多い保守派の判事が多数を占めるようになっており、裁判の動向が注目されている⁽¹⁰⁷⁾。なお、本件は、第三章で紹介したエリートスクールの入試改革の場合と同様、アジア系生徒に対する差別と偏見について訴える事案でもある。

本稿では、人種問題、特に黒人生徒をめぐる存在する大きな格差や差別の問題が改めて議論されているアメリカの学校の現状と動向を取り上げた。もちろん一方で、我々は現在、スポーツ、音楽、ビジネスなど様々な分野で、また政府高官や連邦判事などとして活躍するアメリカの黒人を目の当たりにしている。しかし、こうした中流あるいは上流階層の黒人であっても、プライベートな場面での白人との交流は限られているという指摘がある。白人社会において深い疎外感を持って毎日を生きる、成功した黒人は珍しくないのだという⁽¹⁰⁸⁾。人種差別制度撤廃の契機となった Brown 事件判決から 70 年近くたとうとしているが、アメリカの人種問題は根深く、その行方を見通すことは困難である。

（ろーらー みか）

⁽¹⁰³⁾ James, *op.cit.*(3), pp.706-715; Mark Walsh, “Lawsuit Challenges Admissions Changes Meant to Boost Diversity at Acclaimed High School,” *Education Week (online)*, March 10, 2021; *idem*, “Federal Appeals Court Backs Socioeconomic-Based Admissions Plan for Boston ‘Exam Schools,’” *Education Week (online)*, April 29, 2021. ボストンではアジア系だけでなく、白人とアジア系をともに含む団体が訴えている。

⁽¹⁰⁴⁾ *Students for Fair Admissions v. President and Fellows of Harvard College* (No. 20-1199). ハーバード大学は私立大学であるため憲法の平等保護条項ではなく、1964年公民権法第 VI 編が問題となる。前掲注⁽⁵⁵⁾参照。

⁽¹⁰⁵⁾ *Students for Fair Admissions v. University of North Carolina* (No. 21-707).

⁽¹⁰⁶⁾ “Petition for Writ of Certiorari [*Students for Fair Admissions v. President and Fellows of Harvard College*],” February 25, 2021, pp.20-36. <https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/20/20-1199/169941/20210225095525027_Harvard%20Cert%20Petn%20Feb%2025.pdf>

⁽¹⁰⁷⁾ Mark Walsh, “U.S. Supreme Court to Hear Major Cases on Affirmative Action in Education,” *Education Week (online)*, January 24, 2022.

⁽¹⁰⁸⁾ Martha Minow, “After Brown: What Would Martin Luther King Say?” *Lewis & Clark Law Review*, vol.12 no.3, Fall 2008, p.622; 「(コラムニストの眼) 埋まらぬ黒人・白人格差 穏健派の方法は失敗だった デイビッド・ブルックス」『朝日新聞』2020.7.3.